

## 内子町条例第2号

内子町中小企業・小規模企業振興基本条例をここに公布する。

令和6年3月21日

内子町長

### 内子町中小企業・小規模企業振興基本条例

#### (目的)

第1条 この条例は、中小企業及び小規模企業が町の経済の発展に果たす役割の重要性に鑑み、その振興に関し、基本理念を定め、町の責務等を明らかにすることにより、中小企業及び小規模企業の振興に関する施策（以下「振興施策」という。）を総合的に推進し、中小企業及び小規模企業の成長発展及びその事業の持続的発展を図り、もって地域経済の活性化、雇用の促進及び町民生活の向上に寄与することを目的とする。

#### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者であって、町内に事務所又は事業所（以下「事務所等」という。）を有するものをいう。
- (2) 小規模企業 中小企業基本法第2条第5項に規定する小規模企業者であって、町内に事務所等を有するものをいう。
- (3) 商工会 商工会法（昭和35年法律第89号）の規定に基づく商工会であって、町内に事務所を有するものをいう。
- (4) 金融機関 銀行その他の金融の業務を行う者であって、町内に本店又は支店を有するものをいう。
- (5) 町民 町内に住所を有する者及び町内に在勤し、又は在学する者をいう。
- (6) 関係機関 国、愛媛県その他中小企業及び小規模企業を支援する団体をいう。

#### (基本理念)

第3条 中小企業及び小規模企業の振興は、次に掲げる中小企業及び小規模企業の振興に関する基本理念（以下「基本理念」という。）に基づき、行われるものとする。

- (1) 中小企業及び小規模企業による経営の向上及び改善を図るため自らの創意工夫及び自主的な努力を尊重し推進されること。
- (2) 中小企業及び小規模企業が地域の経済及び雇用を支える担い手として重要な役割を果たしているという基本的認識の下に推進されること。
- (3) 町、中小企業、小規模企業、商工会、金融機関及び町民が一体となって、関係機関との連携を図り、中小企業及び小規模企業の成長発展及びその事業の持続的発展が図られるように推進されること。

#### (町の責務)

第4条 町は、基本理念に基づき、振興施策を総合的に策定し実施するよう努めるものとする。

2 町は、基本理念に基づき、中小企業、小規模企業、商工会、金融機関、町民及び関係機関との連携及び協力により、効果的な振興施策を実施するよう努めるものとする。

3 町は、工事の発注、物品及び役務の調達に当たっては、公正な競争性を確保しつつ、予算の適正な執行に留意しながら、町内の中小企業及び小規模企業の受注機会の増大に努めるものとする。

(中小企業及び小規模企業の役割)

第5条 中小企業及び小規模企業は、基本理念に基づき、その事業の持続的な成長及び発展を図るため、主体的に経営の向上及び改善による経営基盤の強化に取り組むほか、積極的な地域資源の活用に努めるものとする。

2 中小企業及び小規模企業は、基本理念に基づき、人材の育成及び雇用環境の充実に取り組むよう努めるものとする。

3 中小企業及び小規模企業は、基本理念に基づき、町が実施する振興施策に関し、必要な協力を行うよう努めるとともに、中小企業及び小規模企業の振興に中心的な役割を果たす商工会への加入に努めるものとする。

(商工会の役割)

第6条 商工会は、基本理念に基づき、中小企業及び小規模企業の経営の向上及び改善に資するため、中小企業及び小規模企業に対して積極的な支援を行うよう努めるものとする。

2 商工会は、基本理念に基づき、町が実施する振興施策に協力するよう努めるものとする。

(金融機関の協力)

第7条 金融機関は、基本理念に基づき、中小企業及び小規模企業に対し、経営相談等の支援及び資金需要に対する適切な対応その他の経営の向上及び改善に協力するよう努めるものとする。

2 金融機関は、基本理念に基づき、町が実施する振興施策との連携を図るよう努めるものとする。

(町民の理解及び協力)

第8条 町民は、基本理念に基づき、中小企業及び小規模企業の振興が地域経済の活性化、雇用の促進及び町民生活の向上に果たす役割の重要性を理解し、町内において生産し、製造し、及び加工する製品並びに提供するサービスの利用等により中小企業及び小規模企業の健全な発展を促すよう努めるものとする。

(振興施策の基本方針)

第9条 町は、基本理念に基づき、次に掲げる事項を基本とし、振興施策を実施するものとする。

(1) 中小企業及び小規模企業の経営基盤の強化による事業活動の維持及び持続的な発展を促進すること。

(2) 中小企業及び小規模企業の創業及び新事業の創出並びに事業承継を促進すること。

(3) 中小企業及び小規模企業の人材の育成及び確保並びに雇用の安定を図ること。

(4) 中小企業及び小規模企業の販路の拡大及び開拓を促進すること。

(5) 中小企業及び小規模企業の資金調達の円滑化を図ること。

(6) 中小企業及び小規模企業に関する情報の収集、提供及び発信を図ること。

(7) 前各号に掲げるもののほか、振興施策を総合的に推進するために町長が必要と認める事項

(振興施策の実施状況の検証)

第10条 町は、振興施策の実施状況を、中小企業、小規模企業、商工会、金融機関、町民及び関係機関からの意見を聴いた上で検証し、より効果的な振興施策の策定及び実施に努めるものとする。

(財政上の措置)

第11条 町は、振興施策を実施するため、必要な財政措置を講ずるよう努めるものとする。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。